

平成19年12月18日(火曜日)

議事日程第4号

平成19年12月18日(火曜日)午前10時開議

- 第1. 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第189号から議案第193号まで 5件
- 第2. 追加提出議案の委員会付託(付託表は別紙のとおり)
- 第3. 委員長審査報告
- 第4. 議案第159号 由利本荘市矢島スポーツ宿泊センター施設条例の制定について
- 第5. 議案第160号 由利本荘市議会議員及び由利本荘市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案
- 第6. 議案第161号 由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第7. 議案第162号 由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第8. 議案第167号 由利本荘市天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案
- 第9. 議案第168号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第169号 由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第170号 由利本荘市下水道条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第171号 由利本荘市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第172号 由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第173号 由利本荘市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第174号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第16. 議案第175号 由利本荘市道路線の認定について
- 第17. 議案第176号 平成19年度由利本荘市一般会計補正予算(第7号)
- 第18. 議案第177号 平成19年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第19. 議案第178号 平成19年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算(第1号)
- 第20. 議案第179号 平成19年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第4号)
- 第21. 議案第180号 平成19年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
- 第22. 議案第181号 平成19年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

- 第23．議案第182号 平成19年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第24．議案第183号 平成19年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第25．議案第184号 平成19年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第26．議案第185号 平成19年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第2号）
- 第27．議案第186号 平成19年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第2号）
- 第28．議案第187号 平成19年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第29．議案第188号 平成19年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第4号）
- 第30．議案第189号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第31．議案第190号 由利本荘市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第32．議案第191号 由利本荘市ケーブルテレビ施設第1工区伝送路工事請負変更契約の締結について
- 第33．議案第192号 由利本荘市ケーブルテレビ施設第2工区伝送路工事請負変更契約の締結について
- 第34．議案第193号 由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負変更契約の締結について
- 第35．陳情第10号 後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書提出についての陳情
- 第36．陳情第11号 後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書提出についての陳情
- 第37．陳情第12号 消費税の引き上げに反対する意見書提出についての陳情
- 第38．追加提出委員会発案の説明並びに質疑
委員会発案第10号 1件
- 第39．委員会発案第10号 消費税の引き上げを行わないことを求める意見書の提出について
- 第40．追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第3号から議員発案第4号まで 2件
- 第41．議員発案第3号 道路整備財源及び道路整備計画に関する意見書の提出について
- 第42．議員発案第4号 一級河川の権限移譲に関する意見書の提出について
- 第43．本荘由利広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

出席議員（29人）

1番	今野英元	2番	今野晃治	3番	佐々木勝二
4番	小杉良一	5番	田中昭子	6番	佐藤竹夫
7番	高橋和子	8番	渡部功	9番	佐々木慶治
10番	長沼久利	11番	大関嘉一	12番	本間明
13番	石川久	14番	佐藤勇	15番	佐藤實一
16番	高橋信雄	17番	村上文男	18番	佐藤賢一
19番	伊藤順男	20番	鈴木和夫	21番	佐藤讓司
22番	小松義嗣	23番	佐藤俊和	24番	土田与七郎
25番	村上亨	26番	三浦秀雄	27番	齋藤栄一
28番	齋藤作圓	30番	井島市太郎		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	副市長	鷹照賢隆
副市長	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	理事	佐々木永吉
総務部長	渡部聖一	企画調整部長	中嶋豪一
市民環境部長	鷹島恵一	福祉保健部長	齋藤隆一
農林水産部長	小松秀穂	商工観光部長	藤原秀一
建設部長	猿田正好	教育次長	須田高
消防長	中村晴二	総務部次長 兼総務課長兼職員課長	小松浩
財政課長	阿部太津夫	企画調整課長	大庭司

議会事務局職員出席者

局長	熊谷正次	長	石川隆夫
書記	鎌田直人	書記	遠藤正人
書記	阿部徹	書記	石郷岡孝

午前 9時59分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、お諮りいたします。このたび追加議案及び追加委員会発案並びに追加議員発案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第189号から議案第193号までの5件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 追加提出議案の説明に入ります前に、報告を申し上げます。

去る12月9日から14日にかけて、特別養護老人ホーム東光苑において、入所者15名、職員1名、臨時職員2名の計18名に下痢や嘔吐の症状が見られ、由利本荘保健所に発生状況を報告し検査を受けたところ、ノロウイルスが検出されました。

症状があった入所者の95歳の女性が13日に亡くなっており、感染性胃腸炎との因果関係は不明とされておりますが、心よりご冥福をお祈りするものであります。

現在、東光苑では、施設全体の衛生管理を徹底するとともに、デイサービス部門について、本日より22日までの5日間臨時休業とし、二次感染の防止に万全を期することとしております。

また、12月10日から12日にかけて、特別養護老人ホーム鳥寿苑において臨時職員1名、矢島消防署において職員4名とその家族4名が、急性胃腸炎または感染性胃腸炎と診断されておりますが、13日以降、新たに発症した職員はなく、17日現在、職員、家族とも完治しており、終息いたしております。

今後は、市民の皆様にご不安を与えることのないよう再発防止に努めるとともに、広報等により「手洗い・うがいの励行」を呼びかけてまいります。

以上で報告を終わります。

それでは、提出議案の説明を申し上げます。

本日、追加提出しました案件は、条例関係2件、契約案件3件の計5件であります。

初めに、議案第189号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第190号由利本荘市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは特別職報酬等審議会の答申を受け、社会経済情勢など諸般の事情を勘案し、常勤の特別職及び教育長の給料月額を期間を定めて減額するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、契約案件についてであります。

本案件は、第2回市議会定例会において議決いただきましたケーブルテレビ敷設工事に係る工事請負契約の変更契約案件3件であります。

初めに、議案第191号由利本荘市ケーブルテレビ施設第1工区伝送路工事請負変更契約の締結について及び議案第192号由利本荘市ケーブルテレビ施設第2工区伝送路工事請負変更契約の締結についてであります。これは西目地域、由利地域、鳥海地域及び本荘地域の山田町内のケーブルテレビ施設整備工事について、本年度事業の加入者が確定したことによる伝送路関係設備や同軸ケーブルの延長の減少及び電力柱、電話柱への共架が、柱の強度不足等により自営柱の設置が増加したこと、さらにはYBネットケーブルとCATVケーブルを束ねて一条にするメッセンジャーワイヤー工法による変更が生じたことなど、工事内容の一部を変更することに伴う変更契約を締結するに当たり、

議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第193号由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負変更契約の締結についてであります。これはケーブルテレビの放送エリア拡大に伴い各種機器等の整備に要する工事について、加入者の確定による事業費の調整が必要となったことから、情報ネットワーク設備の追加工事を行うとともに、インターネット環境の増強及び各総合支所へ設置する発電機容量を増強するなど、電源の安定供給を確保することに伴う変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

以上が本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

この際、本日追加提出されました議案第189号から議案第193号までの5件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

午前10時41分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第189号から議案第193号までの5を一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

1番今野英元君の発言を許します。1番今野英元君。

【1番（今野英元君）登壇】

1番（今野英元君） 議案第189号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、この件に関して質疑をしたいと思っております。

これは190号の教育長の給与に関する条例を改正する条例案と、ほぼ同じでありますので、189号については190号も入っていると思ってください。本来であれば189号を質疑して190号を質疑すると、こういう段取りになるかと思っておりますけれども、189号と190号関連という意味で質問したいと思っております。

議案の提出というのは、やっぱり当局の方でもきちんと練りに練ってということですね、きちんとその理由がはっきり私たちにわかる、私たちにわかるってことは市民にも直接こう見ただけで、ああ、こういう議案が提出される理由ってというのはこういうことだなというのが、この議案書を見てわかるってというのが非常に大切だと思うんですけども、今回の提出理由を、ここに書いてありますけれども非常にわかりにくい。先ほどの市長の提案理由を聞いても「社会経済情勢や諸般の事情を考慮して」という非常に抽象的な理由なんですね。私がまず聞きたいのは3点であります。非常にシンプルな質問であります。

1点は、減額の理由は何かということでありまして。首長や特別職が給与を減額するということは大変社会的にも、そして大きい影響力を持っております。給与減額というには、それなりの理由づけがきちんと必要であります。それが今回の提案理由の中では、

はっきり説明されていません。その点をまず1つお聞きしたいと思います。

2番目であります。減額率が約3%というふうになっておりますけれども、この3%の根拠は何なのか、お聞きしたいと思います。

3番目、特別職、つまり市長、副市長、企業管理者、教育長という、この方たちが減額の対象になっておりますけれども、なぜなのか。ここをなぜ減額するのか。

以上3点であります。よろしくをお願いします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 今野英元議員のご質問にお答えします。

ただいまのご質問、1つは減額の理由は何か、2つ目は減額率約3%の根拠は、3つ目は、なぜ市長、副市長、企業管理者、教育長の減額なのかについて、関連がございますので一括してお答えします。

本市の厳しい財政事情については、広報により市民の皆様への周知と今後の財政運営に対するご理解、ご協力をお願いしたところであり、機会あるごとに説明申し上げておりますが、来年度予算編成に当たり職員に対してもその理解を深め、市としての説明責任を果たしていくという観点から、改めて研修を実施しているところであります。

常勤特別職の報酬につきましては、今後さらに厳しい財政運営の取り組みに向けた姿勢を示させていただくという観点から、報酬減額の改正を特別職報酬等審議会に諮問し審議をいただいて、妥当であるとの答申を受けて提案するものであります。

また、3%の減額率につきましては、秋田県内の13市における人口や予算の規模など本市の位置づけ、また、国土地理院の資料によりますと本市は全国で1,800市町村の中で14番目で、県内では最も広い面積を有することなどを考慮に入れて判断したものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再質疑ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 減額の理由がですね、財政事情、財政運営にあるということでしたけれども、ということは、合併後2年半の財政運営について市長は、非常に厳しいのはわかりますけれども、減額をしなければいけないくらいのやっぱり失敗であったということをお認めになるんでしょうね。といいますのは、昨年ちょうど12月議会でしたけれども、水林運動公園の契約をめぐって工事が先に発注されていたということがありまして、そのときにやっぱり減額対象になった管理職の方たちや職員の方がいました。あのときは10%ですね、10%の減額だったんですけども、あのときには市長は減額対象にはならなかったわけですね。今回この3%でも財政的に非常に厳しい状況を招いたということは、やはり財政運営の失政ということをお認めになるということだと私は今理解したんですけども、そのような理解でよろしいのですね。

それからこの3%減額の根拠で、県内の人口や予算規模や面積が入っておりますけれども、これは3%の根拠とは何ら関係ないんじゃないですか。3%の減額の理由というのはもっと理論的な裏づけがなければ、とてもこれ3%が面積とか県内の人口とかってそういうところの理由だと何か違うような、はぐらかされたような気持ちになるんですけども、もう一度その点2点お聞きしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 財政運営の失敗だから減額したのではないかというお話でございますが、これは一般質問でもお答えしているわけでありまして、財政運営の失敗でなく、市町村合併をする前の負のそうしたことを引き継いだ、それから国の交付税が少なくなった、そうした問題なども絡んでおるので、財政運営の失敗ではない。しかしながら、財政の立て直しということは当然出てきます。これは全国にもそういう例が多々あるわけでありまして、今野議員はその辺はよくおわかりいただけたものと、このように思います。

それから3%の根拠の話、面積とは関係はないとは言いながら、全国で1,800市町村ある中で14番目の面積という。これは我々にとって議員の皆さんにとって、この広い土地をよく見、よく発展させていくためにさまざまな意味での非常な努力、労力、そうしたものがあつたわけでございますので、3%の根拠をそれと結びつけようということは非常に至難のわざであります。例えば大きなまちと小さな市町村、市と、あるいは町。ただ単純に人口によって解決できる問題でもありません。なかなか難しい問題であります。そうしたことを考えますと、この3%というのは計算で割り切れる問題でもない。そうしたらどうして3%が出たのかといいますと、さっき申し上げましたようにこの地域は大変広い、そうしたこともある。さまざまな判断のもとに3%という数字を出したわけございまして、特別職報酬等審議会でも妥当との結論をいただいたところであります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再々質疑ありませんか。今野英元君。

1番（今野英元君） 3%の理由づけは、やはり今の市長の答弁聞いてみますと大変至難のわざなんですね。私は今の説明で、なぜ3%かというのはわかりませんでした。答弁よろしいです。委員会で十分討議してください。

以上です。

議長（井島市太郎君） 答弁いりませんということでありますので、これをもって1番今野英元君の質疑を終結いたしますが、ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時53分 休 憩

午後 1時38分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） これより議案第159号から議案第162号まで及び議案第167号が

ら議案第193号までの31件、陳情第10号から陳情第12号までの3件を一括上程し、日程第3により各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤賢一君。

【総務常任委員長（佐藤賢一君）登壇】

総務常任委員長（佐藤賢一君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会中、当委員会に付託されました案件は、初日に議決された案件を除き、また、本日の追加案件を加え、条例改正5件、変更契約3件、補正予算3件、陳情1件の計12件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでありますが、審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第160号由利本荘市議会議員及び由利本荘市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは公職選挙法の改正により、市長選挙においては選挙運動のために使用し頒布するビラの作成について、公費負担によることができる旨、条例の一部改正するものであります。

その概要は、条例の題名を「由利本荘市議会議員及び由利本荘市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例」と改めるとともに、候補者1人につき7円30銭に1万6,000枚を上限とするビラの作成枚数を乗じた金額を限度額として、候補者の届け出に基づき公費負担するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第161号由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第162号由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の2件につきましては、関連がありますので一括してご報告申し上げます。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例において条文の整備を行うものであります。

当該法律の主な改正の内容は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤の職員を対象として、定められた数通りの短時間勤務形態の中から一つを選択して勤務することにより、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり育児と仕事の両立を可能とする育児のための短時間勤務制度を導入するとともに、部分休業を行う場合の対象となる子の年齢を引き上げることなどであります。

法により条例で定めることとされている事項や、関連する勤務時間・休暇・給与などについて詳細に規定するための条例改正を行うものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第176号平成19年度一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会の所管に係るものについてご報告申し上げます。

まず、歳入であります。12款分担金及び負担金は、今年度を実施された子吉財産区議会議員選挙費など各選挙費負担金の確定による減額であります。

15款県支出金は、森林環境税導入に対応するためのシステム改修交付金の追加、県議

会議員選挙費委託金の確定による減額、工業統計調査等各種統計調査費の確定による委託金の増減補正であります。

16款財産収入は、高圧線下の地役権設定に係る補償料のほか、官行造林などの立木、市有地及び鶴潟夕陽ヶ丘団地分譲地などの各財産売却による収入、岩城教育文化等人材育成基金運用収入の追加であります。

17款寄附金は、一般寄附金による追加であります。

18款繰入金は、各財産区会計からの繰入金のほか、歳入歳出の調整に伴う財政調整基金からの繰入金の増額であります。

20款諸収入は、公用車などの破損に伴う保険金収入であります。

次に、歳出の主なものについてご報告申し上げます。

1款議会費は、委員会構成がえに伴う議員報酬の増額及び人勧に伴う職員手当等の人件費の減額であります。

2款総務費の人件費以外の主な補正は、1項総務管理費では、基幹系業務システム管理費における汎用コンピューターリース契約解除などに伴う減額、庁舎等管理費の増額、由利地域の官行造林及び分収林等交付金の追加などであり、また、2項徴税費では、秋田県水と緑の森づくり税導入に伴う税システム改修費の追加及び評価がえシステムに係る委託契約差額の減額、そして4項選挙費では、県議会議員選挙など本年度において執行された各選挙事務費の精査による減額、5項統計調査費では、工業統計調査費などの精査による減額と、住宅・土地統計調査の調査区設定費の追加などあります。6項監査委員費は、人勧に伴う職員手当等の減額であります。

また、地方債の変更につきましては、事業費の確定により診療所整備事業など6件、及び災害査定確定に伴う公共土木施設災害復旧事業など3件、計9件の限度額の変更で、限度額の合計では6,540万円の減となるものであります。

以上、ご報告申し上げました一般会計補正予算の当委員会への付託分につきましては、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第179号平成19年度情報センター特別会計補正予算（第4号）についてありますが、歳入につきましては、インターネットの加入負担金の改正による減額、ケーブルテレビ及びインターネットの使用料などに係る見込み精査及びデジタル放送用セット・トップ・ボックス売り払い代の増額などのほか、歳入歳出の調整により一般会計繰入金を減額するものであります。

また、歳出では、人勧による人件費の増額のほか、新規整備地域に係る伝送路電気料、自営柱の土地使用料、引き込み手数料、端末設置手数料などの増額、伝送設備点検委託料などの減額などであり、これにより歳入歳出それぞれ1,653万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額がそれぞれ3億2,889万4,000円となるものであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第180号平成19年度地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）ですが、歳入につきましては、鳥海地域百宅地区で発生した雪害によるYBネット用のコンクリート柱折損に対する保険金収入、及び同じく鳥海地域で発生した車両による伝送路損害に対する賠償金収入の追加であります。

また、歳出につきましては、ただいま申し上げましたコンクリート柱及び伝送路の修

繕料のほか、支障移転に伴う修繕料の増額などであり、これにより歳入歳出それぞれ204万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額がそれぞれ1億1,158万1,000円となるものであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加になりました議案第189号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第190号由利本荘市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案の2件であります。これは市長、副市長、教育長、企業管理者の給料月額について、市の財政事情及び社会経済情勢など諸般の事情を勘案し、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、本則で定める給料月額から、市長にあっては2万7,000円、副市長にあっては2万1,000円、教育長にあっては1万9,000円、企業管理者にあっては1万8,000円をそれぞれ減じた額を給料月額とする附則を加えるものであります。

減額の率は、それぞれ給料月額のおおむね3%に当たるものであります。この改正により、県内他市との比較では、市長においては改正前は2番目の額が4番目に、副市長においては2番目が3番目に、教育長が4番目で変わらず、また、企業管理者においても2番目で変わらないものとなっております。

ただし、期末手当及び退職手当算出のための基礎額については、本則で定める給料月額によるものとなっておりますが、当委員会では資料の提出を求め慎重に審査した結果、2件いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第191号由利本荘市ケーブルテレビ施設第1工区伝送路工事請負変更契約の締結について、議案第192号由利本荘市ケーブルテレビ施設第2工区伝送路工事請負変更契約の締結について及び議案第193号由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負変更契約の締結についての3件は、いずれも本年度分のケーブルテレビ施設整備事業の実施において締結されておりました工事請負契約について、本年10月31日までの加入促進期間中のケーブルテレビ加入者数が確定したことなどから、各工事の設計を変更する必要が生じたため、いずれも当初契約時の請負比率に基づき、変更契約を締結するものであります。

10月31日現在の加入率につきましては、西目地域が19.8%、由利地域が25.5%、鳥海地域が63.6%、本荘地域の山田町内は100%となっており、全体では5,081世帯の対象世帯に対する加入世帯は1,870世帯で、加入率は36.8%と報告されております。

変更の主な内容といたしましては、第1工区におきましては、光ケーブルの敷設延長が増加し、電話柱などの共架不許可による自営柱なども追加する必要があるが生じておりますが、同軸ケーブルの敷設延長が大きく減少するため、減額するものとなっております。

また、第2工区につきましては、伝送路の延長は減少するものの、自営柱や支線の増加及びワイヤーの一束化工法の変更などにより、増額変更するものとなっております。

また、放送・通信設備工事につきましては、端末設備の取り付け数量は減となりますが、送出設備や多重情報伝送設備、情報検索設備の追加などにより、増額変更になるものとなっております。

これにより、第1工区につきましては、5億7,960万円の契約額を2,206万9,950円減額し、5億5,753万50円に、また、第2工区につきましては、4億7,355万円を5,564万1,600円増額し、5億2,919万1,600円に、そして放送・通信設備工事につきましては、

9億4,290万円を7,250万400円増額し、10億1,540万400円にそれぞれ変更するものであります。

3件の合計では、1億600万円余り増額する変更となりますが、当初予算額内での変更となるものであります。

以上、ご報告申し上げました3件の変更契約の締結につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程において、3件いずれも変更契約の額が大きいことについて、当初発注の設計上の精査不足が一因になっているのではないかとの意見がありましたことを申し添えます。

最後に、陳情第12号消費税の引き上げに反対する意見書提出についての陳情についてであります。この陳情の趣旨は、国民の税負担や公費負担が増大している現状を踏まえ、年金・社会保障財源の確保のための消費税引き上げは行わないよう、国への意見書提出を求めるものであり、その趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。15番佐藤實君。

【教育民生常任委員長（佐藤實君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤實君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、補正予算4件、陳情2件の計6件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでありますが、審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第176号平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第7号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第13款から第16款、第20款、第21款と、歳出第2款から第4款、第7款、第9款、第10款についてであります。

職員人件費につきましては、給与改定に伴うものが大部分を占めておりますので、職員人件費以外の主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入において、第13款使用料及び手数料は、鳥海診療所使用料の増額が主なものであります。

第14款国庫支出金は、制度改正に伴う身体障害者保護費負担金の増額、施設利用者の減少及び基準額算定の改正に伴う知的障害者施設訓練等支援費負担金の減額、保育所入所者増による保育所運営費負担金の増額補正などであります。

第15款県支出金は、第14款国庫支出金で申し上げた事由による身体障害者保護費負担金の増額、知的障害者福祉費負担金の減額、保育所運営費負担金の増額、医療費の増加による福祉医療費補助金の増額、事業費確定に伴う国体開催市町村競技会場整備事業費補助金の減額補正などであります。

第16款財産収入は、佐藤憲一記念文庫整備基金運用収入の増額補正であります。

第20款諸収入は、平成18年度介護保険分担金精算に係る広域市町村圏組合分担金精算金の増額補正などあります。

第21款市債は、石脇地区電子サイレン吹鳴装置設置に係る消防施設整備事業債の増額、事業費確定に伴うスクールバス導入事業債の減額補正などであります。

次に、歳出についてですが、第2款総務費では、1項総務管理費において、交通指導隊出動時の費用弁償の増額補正などであります。

第3款民生費では、1項社会福祉費においては、広域市町村圏組合において特別養護老人ホーム財政調整基金を充当することに伴う広洋苑移転改築に係る広域分担金の減額、制度改正に伴う更生医療費の増加による身体障害者更生医療給付事業費の増額、施設利用者の減少及び基準額算定の改正に伴う知的障害者施設訓練等支援事業費の減額、医療費の増加による福祉医療支給事業費の増額、後期高齢者医療に係る被保険者証の郵送料及び広域連合負担金の増額補正などであります。2項児童福祉費においては、保育所入所者増による保育所入所者委託金の増額、支給対象者増による子育て支援金の増額補正などであります。3項生活保護費においては、施設入所者増による施設委託料と扶助費の組み替え補正であります。

第4款衛生費では、1項保健衛生費において、妊婦健康診査及び人間ドック受診者増による委託料などの増額、予防接種者増による予防接種委託料の増額、鳥海診療所に係る医薬材料費の増額補正などであります。2項清掃費においては、生ごみ処理機購入費補助金の増額、リサイクルセンターにおけるトラックスケールなどの修繕料の増額補正などであります。

第7款商工費では、1項商工費において、消費者保護対策に係る消費生活相談員の共済費の増額補正であります。

第9款消防費では、1項消防費において、総合流域防災事業として芋川洪水ハザードマップ作成委託料の増額補正などであります。

第10款教育費では、1項教育総務費においては、スクールバス購入額確定に伴う減額補正などであります。2項小学校費においては、精査による修学旅行補助金の減額、認定児童の増による要保護・準要保護に係る扶助費の増額補正などであります。3項中学校費においては、認定生徒の増による要保護・準要保護に係る扶助費、精査による大会派遣費補助金の増額補正などであります。5項社会教育費においては、放課後子ども教室推進事業精査による学習アドバイザーに係る報償費の減額補正などであります。6項保健体育費においては、特設カヌー競技場及び遠的弓道場整備に係る事業費確定に伴う国体競技施設整備委託料の減額補正などであります。

次に、議案第177号平成19年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金、繰越金及び第三者納付金などの雑入を増額し、療養給付費等交付金及び基金繰入金を減額するものであります。

歳出においては、医療費の見込みによる一般被保険者療養給付費などの増額、退職被保険者等療養給付費などの減額、精査による出産育児一時金及び葬祭費の増額、平成18年度分精算による療養給付費等負担金の償還金の増額補正などが主なもので、補正後の歳入歳出予算総額を94億6,317万1,000円とするものであります。

次に、議案第178号平成19年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入において、繰越金及び交付税算入分の休日診療所受託事業収入を増額し、歳出においては、基金積立金を増額補正するもので、補

正後の歳入歳出予算総額を1,119万1,000円とするものであります。

次に、議案第181号平成19年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入において、障害者自立支援法改正に伴い、鳥寿苑障害者居宅介護支援事業費収入を一般会計繰入金から介護給付費収入に組み替えるものであり、歳出においては、給与改定に伴う職員人件費の増減額補正、鳥寿苑通所介護事業に係る送迎車購入額確定に伴う減額、各施設のサービス内容や運営状況をインターネットで公表するための経費の増額補正などが主なものであります。また、予備費を増額することにより、補正後の歳入歳出予算総額に変更はないものであります。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第10号後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書提出についての陳情であります。これは後期高齢者医療制度を中止・撤回するよう政府及び厚生労働省に対して意見書の提出を求める陳情であり、採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第11号後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書提出についての陳情についてであります。これは高齢者の生活実態を反映した保険料とすることなど6項目について、広域連合に対して意見書の提出を求める陳情であります。

審査の過程で、陳情の趣旨などを詳細に審査する必要があり、継続審査にすべきとの意見が出されましたが、この陳情は陳情第10号と同一の陳情者であり、陳情第10号では制度の中止・撤回を求め、一方では制度の運用面の改善を求めるもので、陳情の趣旨において相違する部分もあるが、今後広域連合で検討されることを期待して、「1、高齢者の生活実態を反映した保険料とすること。」、「5、高齢者の意見を反映できる仕組みをつくること。」、「6、制度の周知徹底を図ること。」の3項目については、採択すべきとの意見や不採択すべきとの意見が出され、採決の結果、不採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番土田与七郎君。

【産業経済常任委員長（土田与七郎君）登壇】

産業経済常任委員長（土田与七郎君） それでは、産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、条例関係3件、補正予算4件の計7件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初に、議案第159号由利本荘市矢島スポーツ宿泊センター施設条例の制定についてであります。これは県が旧矢島町花立の町有地に平成2年度から4年度にかけて整備した宿泊施設ユースプラトーと、三面のグラウンドからなる矢島スポーツ宿泊センターを、旧矢島町と県との間で交わされた合意を踏まえ、市が要望していたユースプラトー

の内外装改修工事を県が行い、条件が整ったことにより、県から無償で譲り受けることに伴い条例を制定しようとするもので、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、譲渡後は、条文にもありますとおり指定管理者による管理を想定しているとの説明を受けております。

次に、議案第167号由利本荘市天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案であります。これは年々入場者数が減少している天鷲郷について、観光目的だけでなく、サークルや一般の方々に展示会や発表会等で施設を活用していただくことで施設内への誘客を促すことを目的に、施設の使用についての条文を加え、あわせてその使用料を定めるため条例の一部を改正しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第169号由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例案であります。これは各地域間で差異のある集落排水使用料の端数処理方法を統一するために条例の一部を改正しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第176号平成19年度一般会計補正予算（第7号）であります。当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。

まず、歳入であります。13款使用料及び手数料においては、南由利原高原青少年旅行村のテニスコート使用料の減額が主なものであります。

15款県支出金においては、農林業の各事業の精算見込みや確定に伴う補助金の増減額補正及び豪雨災害の査定確定に伴う補助金の増額が主なものであります。

16款財産収入は、岩城地域のヒラメ養殖が当初見込みより実績が上回ったことによる売り払い収入の増額と、同じく岩城地域の風力発電機がプロペラの軸受け部分の故障により稼働できず、見込まれた余剰電力の売電収入が得られないことに伴う減額であります。

20款諸収入は、雑入において、大内地域のS P F豚舎建設に伴う中山間地域等直接支払交付金の受給者からの返還金の増額や、南由利原高原のレストラン「やまゆり」での販売収入見込み減による減額が主なものであります。

21款市債においては、事業確定に伴う農業債の減額と、災害査定確定に伴う農林水産業施設災害復旧債の増額であります。

続いて歳出であります。人事異動や給与改定に伴う人件費補正以外の主な内容をご報告申し上げます。

5款労働費は、秋田県労働協会が今年度をもって解散することに伴う負担金の減額であります。

6款農林水産業費においては、1項農業費では、生産調整に係る水田農業振興事業費の減額や、歳入第20款で触れましたS P F豚舎建設に伴う中山間地域等直接支払交付金の国・県補助分を返還するために要する経費の追加、畜産センターの運営に係る経費の追加、集落排水事業特別会計への繰出金の減額が主なものであります。2項林業費では、民有林造林活動支援に要する経費の追加や、豪雨災害による本荘・由利地域各1カ所ず

つを対象とした県単局所防災事業に係る増額が主なものであります。3項水産業費では、松ヶ崎・西目両漁港の春先の漂砂しゅんせつに要する経費の追加が主なものであります。

7款商工費は、歳入第16款で触れました風力発電機の故障に伴い、その電力を供給していたウェーブ岩城などの施設への電力を補うための経費の追加と、歳入第20款で触れましたレストラン「やまゆり」の賄材料費の減額、また、岩城温泉1号井のポンプ修繕が急を要することから、2号井のインバータ工事を今年度見送り、その費用を修繕料に組み替える補正が主なものであります。

なお、風力発電機の件につきましては、今回の故障が現在加入している損害保険の補償対象となるよう、保守点検業務委託業者及び保険会社と協議中であり、この取り扱いが確定した後に、その対応について報告したいとの説明を受けております。

11款災害復旧費は、豪雨災害の査定確定により、9月補正で計上できなかった事務費も含めた事業費の追加であります。

次に、議案第183号平成19年度集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入においては、国庫補助金の増額と一般会計繰入金の減額及び事業費減に伴う市債の減額、歳出においては、各処理施設の維持管理費と各事業費の精査による増減額補正、消費税の支払い確定による諸支出金の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ1,766万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を22億8,718万2,000円とするものであります。

次に、議案第185号平成19年度休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第2号）につきましては、職員の結婚・出産に伴う人件費の増額によるもので、その財源に財政調整基金繰入金を充て、歳入歳出それぞれ25万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億9,664万1,000円とするものであります。

次に、議案第186号平成19年度スキー場運営特別会計補正予算（第2号）であります。歳出においては、クワッドリフトの万一の故障に備え、発注から納入までに日数を要する動作制御基盤一式をあらかじめ購入するための経費と、圧雪車修繕のための経費及び借入額確定による利子の増額で、その財源に前年度繰越金を充て、歳入歳出それぞれ207万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億1,706万2,000円とするものであります。

以上、4件の補正予算につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。3番佐々木勝二君。

【建設常任委員長（佐々木勝二君）登壇】

建設常任委員長（佐々木勝二君） 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例改正5件、道路関係2件、補正予算5件の合計12件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。が、主な内容と審査結果についてご報告申し上げます。

最初は、条例改正の案件であります。

初めに、議案第168号由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案であります

が、これにつきましては、松涛団地二戸建て2棟及び浜山団地一戸建て2棟の完成に当たり、別表にこれらの公営住宅の団地名、構造、戸数、所在地及び建設年度を追加するものであります。

次に、議案第170号由利本荘市下水道条例の一部を改正する条例案、議案第171号由利本荘市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案及び議案第172号由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案の3件であります。改正内容に共通する部分がありますので一括して報告いたします。

この3件の改正内容につきましては、使用料または水道料金計算における端数の処理方法を「1円未満切り捨て」に統一するほか、議案第171号及び172号においては、料金算定基準月の途中で水道の使用を開始または中止した場合の基本料金の算定方法を「使用日数が15日以下の場合は2分の1、15日を超える場合は当該基本料金」に統一し、また、議案第172号においては、条文中の「地区」を「地域」に改めるものであります。

なお、この改正については公布の日から施行となっておりますが、使用料または料金については経過措置が設けられており、平成20年1月検針分からの適用となっております。

次に、議案第173号由利本荘市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これにつきましては、TDK-MCC株式会社が進出する本荘工業団地への水道用水供給のための水道事業経営変更認可申請に伴い、計画給水人口を6万4,331人に、また、計画1日最大給水量を3万9,850立方メートルに改めるものであります。

以上、ご報告申し上げました5件の条例の一部改正につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、道路関係の案件であります。

議案第174号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第175号由利本荘市道路線の認定についての2件であります。関連がありますので一括して報告いたします。

初めは、路線機能の見直しに伴うものであります。本荘地域において、集落と集落を結ぶ農道管理路線が生活路線として利用されており、この路線が市道認定基準を満たしていることから、鮎瀬4号線及び5号線として認定するものであります。

次に、矢島地域の県道仁賀保矢島館合線の道路改良事業の完了に伴うものであります。路線見直しにより熊之子沢柴倉濁川線を廃止し、新たに熊之子沢柴倉線として認定するほか、県より移管された道路を濁川花立線として認定するものであります。

次に、道路改良工事の完了に伴う起終点などの路線見直しによるものであります。東由利地域において、新田線、葎沢田中線、西久保線及び新田薬師線の4路線を廃止し、新たに同路線を認定するほか、八塩小学校線を認定するものであり、また、鳥海地域において、小又線を廃止し、新たに同路線を認定するものであります。

以上、6路線を廃止し、10路線を認定する2件の道路関係の案件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後は補正予算であります。各会計に共通することから、件名のうち「平成19年度由利本荘市」は省略し、また、初日に議決されました条例の一部改正による給料月額、扶養手当及び期末手当の額の改定に伴う人件費の補正内容を除いた主な内容をご報告い

たします。

初めは、議案第176号一般会計補正予算（第7号）であります。但し、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、14款、15款及び21款、歳出では4款、8款及び11款、さらに継続費の追加であります。

歳入では、12款分担金及び負担金で、停車場栄町線の電線地中化に伴う東北電力等からの電線共同溝建設費負担金の措置、14款国庫支出金及び15款県支出金で、補助事業費枠の確定等に伴う負担金、補助金及び委託金の増減、21款市債で、14款及び15款と同様に補助事業費枠の確定等に伴い増減となるものであります。

一方、歳出では、4款2項清掃費で、浄化槽設置事業に係る補助金及び同じく3項水道費で、簡易水道事業特別会計への繰出金の増額が主なものであり、また、8款土木費で、人事異動や職員の時間外勤務による職員人件費の増額、補助事業費枠の確定等による地方道路整備事業臨時交付金事業費及び本荘中央土地地区画整理事業費等の減額、各地域の道路の維持補修及び除排雪に係る経費、公共下水道事業特別会計への繰出金、公営住宅の修繕費の増額が主なものであり、さらに11款2項公共土木施設災害復旧費で、豪雨災害の復旧に係る経費が増額となるものであります。

また、地方道路整備臨時交付金事業の由利橋架け替え事業において、国との河川協議により変更が生じ、迂回路橋設置工事を本年度に一括発注する必要があることから、由利橋迂回路橋設置事業として平成19年度の年割額を1億6,039万8,000円、平成20年度の年割額を2億2,700万円とする、総額3億8,739万8,000円の継続費を設定するものであります。

次に、議案第182号下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。但し、歳入で、本荘地区の補助対象事業費の増額等による下水道費国庫補助金及び一般会計繰入金金の増額、起債単独事業費の減額等による公共下水道事業債及び特定環境保全公共下水道事業債の減額であり、一方、歳出で、職員の時間外勤務による職員手当及び処理施設の維持管理費の増額、本荘地区及び大内地区事業費の精査に伴う組み替え及び減額が主なもので、歳入歳出それぞれ63万1,000円の増額となり、補正後の歳入歳出予算総額が31億8,783万7,000円となるものであります。

なお、これに伴い、地方債の補正では公共下水道事業で6億1,380万円に、また、特定環境保全公共下水道事業で1億4,370万円に、それぞれ起債限度額が変更となるものであります。

次に、議案第184号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。但し、歳入で、一般会計繰入金金の増額及び水道管移設補償費の減額であり、一方、歳出で、職員の時間外勤務による職員手当及び料金システムの更新に伴う経費の増額、各簡易水道施設管理費の精査に伴う減額、大内第三簡易水道整備事業費の精査に伴う組み替えなどで、歳入歳出それぞれ348万8,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額が15億5,540万1,000円となるものであります。

次に、議案第187号水道事業会計補正予算（第3号）であります。但し、収益的支出において、水質検査項目の増加及び納付書発行システムの変更に伴う委託料など151万8,000円増額するもので、水道事業費用が14億4,932万9,000円となるものであります。

さて、由利本荘市水道事業第一次施設整備計画に基づく子吉浄水場改良工事は、従前

の量を供給しながら、その施設の半分を休止して工事を行う計画でありましたが、TDK株式会社より本年6月に本荘工業団地での水道使用量が示されたところ、改良工事を行いながらの供給については不可能とされたものであり、操業当初については、ろ過砂交換など子吉浄水場の能力アップにより対処することにし、その後、フル操業となる際には新たに浄水場を建設することで対応することにいたしました。

これらのことにより、資金的収入及び支出であります。子吉浄水場改良工事を先送りすることに伴う減額補正であり、収入では、高度浄水施設整備事業債2億4,700万円及び、この事業に係る国庫補助金1億3,920万円それぞれ減額するもので、総額が5億1,052万4,000円に、同じく支出において、子吉浄水場の改良工事に係る委託料及び工事請負費など4億1,760万1,000円減額するもので、総額が12億6,004万8,000円となるものであります。

なお、これに伴い、子吉浄水場改良工事に係る継続費を廃止し、また、企業債のうち高度浄水施設整備事業分が除かれて、起債限度額の総額が3億3,030万円となるものであります。

次に、議案第188号ガス事業会計補正予算(第4号)であります。収益的支出において、給与改定に伴う職員人件費を48万3,000円減額するもので、ガス事業費用が8億5,114万3,000円となるものであります。

また、資金的支出において、収益的支出と同様に職員人件費を2万9,000円減額するもので、総額が9億3,862万3,000円となるものであります。

なお、ガス管敷設経費の支払いに対処するため、一時借入金の限度額を1億円から5億円に変更するものであります。

以上、報告いたしました5件の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長(井島市太郎君) 以上をもって、各常任委員長の審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、議案、陳情等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案、陳情等を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、議案、陳情等の件名は朗読を省略したいと思いますので、ご了承願います。

議長(井島市太郎君) 日程第4、議案第159号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第159号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第5、議案第160号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第160号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第6、議案第161号及び日程第7、議案第162号の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第161号及び議案第162号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第8、議案第167号から、日程第12、議案第171号までの5件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第167号から議案第171号までの5件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第13、議案第172号及び日程第14、議案第173号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第172号及び議案第173号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第15、議案第174号及び日程第16、議案第175号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第174号及び議案第175号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第17、議案第176号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第176号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第18、議案第177号から、日程第27、議案第186号までの10件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第177号から議案第186号までの10件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第28、議案第187号及び日程第29、議案第188号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第187号及び議案第188号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第30、議案第189号及び日程第31、議案第190号の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第189号及び議案第190号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第32、議案第191号から、日程第34、議案第193号までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第191号から議案第193号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第35、陳情第10号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第10号は、不採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第36、陳情第11号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第11号は、不採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第37、陳情第12号を議題といたします。
総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第12号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第38、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。
この際、お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会発案第10号については、提案説明を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第10号については、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第10号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第10号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第39、委員会発案第10号を議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第10号は、原案のと

おり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第40、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、議員発案第3号及び議員発案第4号の2件を一括上程し、提案者の説明を求めます。25番村上亨君。

【25番（村上亨君）登壇】

25番（村上亨君） 議員発案第3号の提案説明を申し上げます。

意見書案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道路整備財源及び道路整備計画に関する意見書（案）

道路は、住民の生活や安全、経済・社会活動を支える最も基本的なインフラであるとともに、活力ある地域社会の形成には不可欠の社会基盤であり、受益者負担の目的税である道路特定財源により、その整備が図られてきたところである。

特に、秋田県最大の面積を有する由利本荘市にとって、救急医療施設へのアクセスや災害時における緊急輸送の確保、さらには活力ある地域づくりを行うためにバランスのとれた道路整備が不可欠である。

こうした地方の現状とは裏腹に、道路特定財源制度の見直しの結果によっては、本市における道路特定財源収入の減少、ひいては道路整備及び道路管理に必要な十分な予算を充当することができないため、産業の振興や市民生活に重大な影響を与える懸念が生じている。

また、地方道路整備臨時交付金についても制度が廃止された場合、本市の道路整備が後退することは自明である。

このため、道路特定財源の暫定税率維持、必要な道路整備予算の確保及び地方道路整備臨時交付金制度の継続・拡充を積極的に進められるよう、下記の事項について強く要望する。

1．受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に鑑み一般財源化することなく、暫定税率を含めた現行制度を維持し、必要な道路整備財源を十分に確保したうえで、立ち後れている地方の道路整備を促進すること。

2．増大する道路ストックの補修や更新などにも大きく貢献している地方道路整備臨時交付金制度を引き続き存続させるとともに、さらにその予算規模拡大及び交付率の嵩上げを図ること。

3．中期的な道路整備計画の策定・実施にあたっては、地方のニーズに立脚し、地方が真に必要な道路が計画的かつ確実に整備できるよう適切に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長あてであります。

以上、提案説明といたしますので、全会一致をもってご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、議員発案第4号の提案説明を申し上げます。

こちら意見書案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

一級河川の権限移譲に関する意見書（案）

治水事業は、国土を保全し洪水等の被害から国民の生命と財産を守り、安全・安心な生活を確保するうえで最も根幹的な国家の重要課題として、国においてその整備が推進されてきたところである。

本年も7月の台風4号及び梅雨前線による大雨により、西日本・東日本において洪水被害が発生したが、秋田県由利本荘市においても、8月20日から22日にかけて寒気に伴う大雨、8月27日の朝鮮半島からの前線に伴う大雨、さらに9月17日の秋雨前線と台風12号による大雨と再三にわたり集中豪雨に見舞われ、県内最大の面積を有する本市の広い範囲で被害が発生したが、芋川の河川災害復旧等関連緊急事業による整備区間で被害が発生しなかったことは、改めて、治水事業の重要性を痛感させるものである。

こうした中、政府の地方分権改革推進委員会の「中間的な取りまとめ(案)」においては、「一の都道府県内で完結する河川については、一級河川の指定区間外(国管理区間)を含め、すべて都道府県管理とすべきである」とされている。

このことは、都道府県の面積の大小を考慮していないという根本的欠陥は言うに及ばず、地域のみならず国全体の社会経済活動を下支えする根幹的な事業として、国自らが強力に推進してきた責務を放棄するものであり、また、地方自治体の財政難が顕著である昨今、秋田県管理とした場合、県が管理に必要な予算を措置することは非常に困難であると思われる。こうした現状に鑑み、下記の事項について強く要望する。

国と地方の役割分担を見直しするにあたり、一級河川子吉川の整備・管理について、これまで同様、国が自ら管理者として責任を果たしていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、秋田県知事あてであります。

以上、提案説明といたしますので、前発案同様、全会一致をもってご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもって、議員発案第3号、第4号の提案説明を終わります。

議長(井島市太郎君) これにて追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、議員発案第3号及び議員発案第4号の2件については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議員発案第3号及び議員発案第4号の2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第3号及び議員発案第4号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(井島市太郎君) ご異議なしと認めます。よって議員発案第3号及び議員発案第4号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長(井島市太郎君) 日程第41、議員発案第3号を議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありま

せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第42、議員発案第4号を議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第43、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

去る11月30日付で、22番小松義嗣君より本荘由利広域市町村圏組合議会議員の辞職願が提出され、これが許可されたことに伴い、同議会議員の補欠選挙を行います。

この際、お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票を行わず、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

なお、その指名は議長にお任せ願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって指名の方法については、議長において指名いたします。

本荘由利広域市町村圏組合議会議員に、11番大関嘉一君を指名いたします。

ただいま指名いたしました11番大関嘉一君を当選人と決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって11番大関嘉一君を、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の当選人と決定いたしました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所属に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る11月30日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成19年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時01分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長

議 員

議 員